子育て世帯への臨時特別給付

■ 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上（注1）の世帯を除き、０歳から高校３年生までの子供たち（注2）に１人当たり10万円相当の給付を行う。

（注1）扶養親族等が児童2人と年収 103 万円以下の配偶者の場合の目安。
（注2）平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

■ 自治体が地域の実情に応じて以下から選択し、実施。
①先行給付金（５万円）と追加給付金（５万円）の組合せ
②先行給付金（５万円）とクーポン給付（５万円相当）の組合せ
③一括給付金（10万円）

■ 離婚等したことにより給付金を受け取れていない方向けの支援給付金（10万円限度）の支給を行う。

	５万円の先行給付金	**５万円相当の追加給付**	
		５万円の追加給付金	５万円相当のクーポン給付
給付時期	• 中学生以下の子供については、予備費を措置し、年内に支給を開始。高校生等についても可能な限り速やかに支給を開始。	• 地域の実情に応じ、適切な時期に支給を開始。 ※先行給付金及び追加給付金を一括して支給することも可	• 令和４年春の卒業・入学・新学期に向けた適切な時期に支給を開始。
実施主体	• 市町村（特別区を含む）		
予算額	• 令和３年度新型コロナウイルス感染症対策予備費：7,311億円 • 令和３年度第１次補正予算：12,162億円		